

## 寝具クリーニングのご案内

【この事業は、区内のクリーニング組合の協力により行っています。】

- 対象者** 65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険の要介護3～5と認定された方  
※特別養護老人ホームに入所している方、病院に入院している方は除く。
- 利用券** ・ひと月あたり2枚の『寝具クリーニング利用券』を交付します。  
申請が4月～9月の場合・・・申請月分から9月分までを発行  
申請が10月～3月の場合・・・申請月分から3月分までを発行
- 期間** 年度中（4月～翌年3月）にご使用ください。
- 品目** ・クリーニングできるものは、以下の寝具です。それ以外の寝具は、協力店にお問い合わせください。  

シーツ、毛布、タオルケット、寝巻、布団カバー、ベッドパット、肌掛け
-----------------------------------

  
・クリーニングするもの（品目）によって、利用券の枚数が異なります。
- 申請** ・利用申請書に記入の上、申請してください。  
・申請の際、要介護認定決定通知書、または介護保険証をお持ちください。
- 申込先** お近くの地域包括支援センターにお申し込みください。  
※来所が困難な方は、電話による申請も受け付けています。
- 利用方法** ・お店に持参する場合  
組合加盟の協力店名簿にあるお店に利用券とクリーニングするものをご持参ください。  
利用券1枚につき、100円の負担金をお支払いください。  
・集配を希望する場合  
協力店名簿の集配可に○のついているお店に電話でご連絡ください。  
お店の方が集配にうかがいますので、利用券とクリーニングするものを渡す際に集配料200円をお支払いください。
- 問合せ先** 高齢者支援課 高齢給付係  
電話：03-5984-2774（直通）